

3. 騒音・振動

(1) 環境基準について

騒音の環境基準（H10.9.30 環境庁告示第 64 号、H24.4.2 八王子市告示第 75 号）

（この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設騒音には適用しない。）

（単位：デシベル）

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	6 5	5 5
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	7 0	6 5
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	7 5	7 0
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	6 5	5 5
	第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上 近接区域	7 5	7 0
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	7 5	7 0
記事	・車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を超える車線を有する道路は 20m の範囲とする。			

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分			
	あてはめ区域	昼 間	夜 間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	8時 19時 65	8時 60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時 20時 70	8時 65
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

(3) 道路交通騒音等調査地点位置図



調査期間:平成 23 年 11 月 15 日～平成 23 年 11 月 18 日

(4)道路交通騒音等調査結果表①

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー●		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
国道 16 号 東京環状	八王子市 片倉町 2416 (No.1) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	準住居地域	2	75	70	70	65	65	60	215	84	171
				72	73	72	73	43	44	20628	4032	24660
					●	●	●					
国道 16 号 東京環状	八王子市 中野山王 1-8-7 (No.2) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	近隣商業地域	2	75	70	70	65	70	65	225	87	179
				71	68	71	68	44	42	21642	4158	25800
						●	●					
国道 16 号 八王子バイパス	八王子市 北野町 549-5 (No.3) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	近隣商業地域	6	75	70	70	65	70	65	464	158	362
				69	68	69	68	45	45	44496	7578	52074
							●					
国道 16 号 八王子バイパス	八王子市 大谷町 355-1 (No.4) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	準住居地域	6	75	70	70	65	65	60	367	139	291
				72	72	72	72	51	50	35226	6654	41880
					●	●	●					
国道 20 号 甲州街道	八王子市 明神町 4-21-1 (No.5) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	近隣商業地域	4	75	70	70	65	70	65	204	62	157
				69	65	69	65	33	28	19584	2970	22554
国道 20 号 甲州街道	八王子市 八日町 6-5 (No.6) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	商業地域	4	75	70	70	65	70	65	191	70	151
				68	66	68	66	31	28	18360	3360	21720
							●					
国道 20 号 甲州街道	八王子市 並木町 15-15 (No.7) 平成 23 年 11 月 17 日～8 日	準住居地域	4	75	70	70	65	65	60	160	43	121
				70	67	70	67	39	36	15324	2076	17400
							●					
国道 411 号 滝山街道	八王子市 加住町 1-170-2 (No.8) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	150	28	110
				71	68	71	68	49	46	14442	1338	15780
						●	●					

道路交通騒音等調査結果表②

調査期間:平成 23 年 11 月 15 日～平成 23 年 11 月 18 日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー●		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
主要地方道 20 号線 府中相模原線	八王子市 下柚木 2-10-6 (No.9) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	準住居地域	4	75	70	70	65	65	60	121	39	93
				65	60	65	60	43	37	11592	1848	13440
主要地方道 32 号線 八王子五日市線 秋川街道	八王子市 中野上町 1-32-19 (No.10) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	近隣商業地域	2	75	70	70	65	70	65	138	44	107
				68	65	68	65	39	33	13278	2100	15378
主要地方道 32 号線 八王子五日市線 秋川街道	八王子市 川口町 908-1 (No.11) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	109	21	80
				69	64	69	64	33	24	10476	984	11460
主要地方道 46 号線 八王子あきる野線 高尾街道	八王子市 犬目町 863 (No.12) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	173	43	130
				69	65	69	65	47	41	16602	2058	18660
主要地方道 46 号線 八王子あきる野線 高尾街道	八王子市 四谷町 741-6 (No.13) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第一種住居地域	2	75	70	70	65	65	60	157	48	120
				69	69	69	69	37	37	15060	2286	17346
							●					
主要地方道 47 号線 八王子町田線 町田街道	八王子市 狭間町 1737 (No.14) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	189	52	143
				71	68	71	68	51	45	18156	2502	20658
						●	●					
主要地方道 59 号線 八王子武蔵村山線	八王子市 石川町 2065 (No.15) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	準住居地域	2	75	70	70	65	65	60	186	45	139
				68	65	68	65	46	43	17880	2172	20052
一般都道 173 号線 上館日野線 北野街道	八王子市 片倉町 245-1 (No.16) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	111	34	85
				65	61	65	61	28	23	10656	1650	12306

道路交通騒音等調査結果表③

調査期間:平成 23 年 11 月 15 日～平成 23 年 11 月 18 日

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		騒音の環境基準 上欄は環境基準 中欄は測定結果 下欄は基準オーバー●		振動の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		交通量(騒音基準用) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 上欄は台/10 分平均、下欄は時間帯値		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	24 時間
一般都道 521 号線 上野原八王子線 陣馬街道	八王子市 大楽寺町 539 (No.17) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第一種住居地域	2	75	70	70	65	65	60	137	32	102
				70	66	70	66	38	31	13140	1530	14670
							●					
一般都道 521 号線 上野原八王子線 陣馬街道	八王子市 西寺方町 732 (No.18) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第二種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	156	31	114
				70	65	70	65	21	15	14946	1488	16434
八王子幹線一級 17 号線 国道 20 号バイパス	八王子市 元本郷町 1-3-10 (No.19) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	近隣商業地域	4	75	70	70	65	70	65	208	59	158
				72	69	72	69	40	36	19926	2826	22752
						●	●					
主要地方道 61 号線 山田宮の前線	八王子市 下恩方町 1849-1 (No.20) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第一種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	155	25	112
				70	64	70	64	37	26	14898	1218	16116
一般都道 158 号線 小山乞田線 多摩ニュータウン通り	八王子市 松木 30-1 (No.21) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	準住居地域	4	75	70	70	65	65	60	221	58	167
				65	62	65	62	42	37	21228	2784	24012
一般都道 160 号線 下柚木八王子線 野猿街道	八王子市 下柚木 341 (No.22) 平成 23 年 11 月 15 日～16 日	近隣商業地域	4	75	70	70	65	70	65	158	30	115
				68	62	68	62	34	27	15168	1434	16602
主要地方道 61 号線 山田宮の前線	八王子市 美山町 1782 (No.23) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第一種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	108	13	77
				66	59	66	59	31	18	10410	636	11046
主要地方道 61 号線 山田宮の前線	八王子市 下恩方町 1185-1 (No.24) 平成 23 年 11 月 17 日～18 日	第一種中高層 住居専用地域	2	75	70	70	65	65	60	139	27	102
				67	61	67	61	37	25	13320	1302	14622

No.	道路名、測定地点名	時間 区分	時間帯別、車種別交通量（台）				大型車 混入率 （％）	1 日あた りの大型 車混入率 （％）	No.	道路名、測定地点名	時間 区分	時間帯別、車種別交通量（台）				大型車 混入率 （％）	1 日あた りの大型 車混入率 （％）
			大型	小型	二輪	合計						大型	小型	二輪	合計		
1	国道 16 号（東京環状）	昼間	3288	15744	1596	20628	15.9	19.1	13	主要地方道 46 号線（高尾街道）	昼間	2100	12204	756	15060	13.9	14.6
	八王子市 片倉町 2416	夜間	1428	2334	270	4032	35.4			八王子市 四谷町 741-6	夜間	432	1740	114	2286	18.9	
2	国道 16 号（東京環状）	昼間	3924	16512	1206	21642	18.1	19.3	14	主要地方道 47 号線（町田街道）	昼間	3234	13998	924	18156	17.8	18.0
	八王子市 中野山王 1-8-7	夜間	1044	2760	354	4158	25.1			八王子市 狭間町 1737	夜間	486	1878	138	2502	19.4	
3	国道 16 号（八王子バイパス）	昼間	10608	32718	1170	44496	23.8	25.9	15	主要地方道 59 号線	昼間	2808	14220	852	17880	15.7	17.3
	八王子市 北野町 549-5	夜間	2856	4554	168	7578	37.7			八王子市 石川町 2065	夜間	666	1452	54	2172	30.7	
4	国道 16 号（八王子バイパス）	昼間	10746	23610	870	35226	30.5	34.5	16	一般都道 173 号線（北野街道）	昼間	732	9072	852	10656	6.9	6.8
	八王子市 大谷町 355-1	夜間	3696	2826	132	6654	55.5			八王子市 片倉町 245-1	夜間	102	1404	144	1650	6.2	
5	国道 20 号（甲州街道）	昼間	1848	16416	1320	19584	9.4	9.3	17	一般都道 521 号線（陣馬街道）	昼間	1770	10578	792	13140	13.5	13.3
	八王子市 明神町 4-21-1	夜間	258	2502	210	2970	8.7			八王子市 大楽寺町 539	夜間	174	1212	144	1530	11.4	
6	国道 20 号（甲州街道）	昼間	3438	13596	1326	18360	18.7	19.9	18	一般都道 521 号線（陣馬街道）	昼間	1596	12618	732	14946	10.7	10.6
	八王子市 八日町 6-2	夜間	876	2274	210	3360	26.1			八王子市 西寺方町 732	夜間	138	1206	144	1488	9.3	
7	国道 20 号（甲州街道）	昼間	1638	12828	858	15324	10.7	11.3	19	八王子幹線一級 17 号線（国道 20 号バイパス）	昼間	1752	17160	1014	19926	8.8	9.0
	八王子市 並木町 15-15	夜間	336	1626	114	2076	16.2			八王子市 元本郷町 1-3-10	夜間	306	2346	174	2826	10.8	
8	国道 411 号（滝山街道）	昼間	2964	10476	1002	14442	20.5	22.1	20	主要地方道 61 号線	昼間	2580	11652	666	14898	17.3	17.3
	八王子市 加住町 1-170-2	夜間	528	756	54	1338	39.5			八王子市 下恩方町 1849-1	夜間	216	888	114	1218	17.7	
9	主要地方道 20 号線：府中相模原線	昼間	1554	9366	672	11592	13.4	13.4	21	一般都道 158 線（多摩ニュータウン通り）	昼間	1938	18114	1176	21228	9.1	9.5
	八王子市 下柚木 2-10-6	夜間	252	1482	114	1848	13.6			八王子市 松木 30-1	夜間	354	2214	216	2784	12.7	
10	主要地方道 32 号線（秋川街道）	昼間	1506	10986	786	13278	11.3	11.4	22	一般都道 160 号線（野猿街道）	昼間	1122	13260	786	15168	7.4	7.0
	八王子市 中野上町 1-32-19	夜間	246	1650	204	2100	11.7			八王子市 下柚木 341	夜間	48	1290	96	1434	3.3	
11	主要地方道 32 号線（秋川街道）	昼間	900	8886	690	10476	8.6	8.2	23	主要地方道 61 号線	昼間	2658	7458	294	10410	25.5	25.7
	八王子市 川口町 908-1	夜間	42	858	84	984	4.3			八王子市 美山町 1782	夜間	186	432	18	636	29.2	
12	主要地方道 46 号線（高尾街道）	昼間	2412	13512	678	16602	14.5	15.4	24	主要地方道 61 号線	昼間	2826	9978	516	13320	21.2	22.9
	八王子市 犬目町 863	夜間	462	1536	60	2058	22.4			八王子市 下恩方町 1185-1	夜間	522	702	78	1302	40.1	
	1 日あたり的大型車混入率の全地点平均（％）							17.6									
	1 日あたり、1 地点あたりの平均交通量（台）							20309									

(6)騒音測定結果

①道路路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル（Leq） 測定期間：平成 23 年度							
月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	一時間値 の最高値	一時間値 の最小値	時間帯平均値	
	日	時間	dB	dB	dB	昼	夜
4	30	720	55.0	74.1	46.6	56.0	52.0
5	31	744	55.4	68.7	48.3	56.2	52.7
6	30	720	54.6	64.2	46.4	55.5	52.1
7	30	719	54.9	72.6	47.5	55.9	51.9
8	30	724	61.3	79.5	46.9	62.8	54.1
9	30	720	60.3	72.5	48.1	61.5	55.7
10	31	744	59.2	83.0	46.5	60.6	53.7
11	30	720	55.9	79.4	47.2	57.2	50.8
12	31	744	54.6	67.3	47.4	55.6	51.3
1	31	744	54.8	73.5	46.5	55.9	51.4
2	29	696	56.6	72.7	47.3	57.8	52.3
3	31	743	54.4	66.1	47.1	55.3	51.8

②航空機騒音

測定場所	調査期間	地域 類型	WECPNL※ 1		騒音 発生 回数	ピークレベル 平均 (dB)	環境 基準 ※ 2
			実測値	推定値			
石川市民センター （石川町 438）	H22. 7. 8 ～ H22. 7. 21	I	70	68	13	87.9	○
新都市建設公社 （高倉町 49 - 3）	H22. 7. 8 ～ H22. 7. 21	II	68	66	11	83.8	○
大和田市民センター （大和田町 5 - 9 - 1）	H22. 7. 8 ～ H22. 7. 21	I	57	55	4	77.6	○
首都大学東京 （南大沢 1 - 1）	H22. 7. 8 ～ H22. 7. 21	I	64	62	9	80.0	○
石川中学校 （久保山町 2-55）	H22. 6. 24 ～ H22. 7. 13	I	70	68	15	85.6	○

平成 22 年度航空機騒音調査結果報告書（東京都環境局）

* 石川中学校の測定については市の調査
その他の測定場所は東京都の調査

※ 1 WECPNL

航空機騒音について、日本における環境基準の評価量。航空機が通った時の騒音のピークレベルの
パワー平均に、航空機騒音の発生回数を加味して求める。

※ 2 環境基準

地域類型 I（専ら住居の用に供される地域）：70WECPNL 以下

地域類型 II（I 以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）
：75WECPNL 以下